

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 人事委員会

○人事委員会規則一・二（用語の定義）の一部を改正する規則	一
○人事委員会規則七・〇（給料等の支給）の一部を改正する規則	二
○人事委員会規則七・一（寒冷地手当）の一部を改正する規則	二
○人事委員会規則七・一・二十一（人事委員会規則七・一（寒冷地手当）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則	二
○人事委員会規則七・十四（期末手当）の一部を改正する規則	二
○人事委員会規則七・十五（勤勉手当）の一部を改正する規則	二
○人事委員会規則七・十六・二十八（人事委員会規則七・十六（給料の調整額）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則	三
○人事委員会規則七・十八（管理職手当）の一部を改正する規則	三
○人事委員会規則七・十八・三十六（人事委員会規則七・十八（管理職手当）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則	三
○人事委員会規則七・二十（退職手当の支給）の一部を改正する規則	三
○人事委員会規則七・三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則	四
○人事委員会規則七・三十八（通勤手当）の一部を改正する規則	四
○人事委員会規則七・三十八・十（人事委員会規則七・三十八（通勤手当）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則	四
○人事委員会規則七・四十四（農林漁業普及指導手当）の一部を改正する規則	四

ページ

## 人事委員会

○人事委員会規則七・四十六（休職者の給与）の一部を改正する規則	四
○人事委員会規則七・五十三（地域手当）の一部を改正する規則	五
○人事委員会規則七・百三十四（給料の切替えに伴う経過措置）の一部を改正する規則	五
○人事委員会規則八・五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則	五
○人事委員会規則八・六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則	五
○人事委員会規則八・七（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則	六
○人事委員会規則八・八（職員の自己啓発等休業に関する規則）の一部を改正する規則	六
○人事委員会規則十一・二・七（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則	六
○人事委員会規則十二・一（公益法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則	六
○人事委員会の権限（公益法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を改正する告示	七

人事委員会規則一・二（用語の定義）の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十年十一月二十七日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則一・二・七

人事委員会規則一・二（用語の定義）の一部を改正する規則

人事委員会は、人事委員会規則一・二（用語の定義）の一部を次のように改正する。

本則第九号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七・〇（給料等の支給）の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十年十一月二十七日

○人事委員会規則七・〇・十四

人事委員会規則七・〇（給料等の支給）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・〇（給料等の支給）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号及び第二項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

附則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七・一（寒冷地手当）の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十年十一月二十七日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・一・三十

人事委員会規則七・一（寒冷地手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・一（寒冷地手当）の一部を次のように改正する。

第一条第九号並びに第五条第一項第一号イ及び第四号並びに第二項第一号中「公益法人等派遣条例」

を「公益的法人等派遣条例」に改める。

附則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七・一・二十一（人事委員会規則七・一（寒冷地手当）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十七日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・一・三十一

人事委員会規則七・一・二十一（人事委員会規則七・一（寒冷地手当）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・一・二十一（人事委員会規則七・一（寒冷地手当）の一部を改正する規則）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

附則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七・十四（期末手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十七日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・十四・二十一

人事委員会規則七・十四（期末手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・十四（期末手当）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第七号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第二条第三号八中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第四条の二及び第四条の四第一項中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第五条第二項第六号及び第六条第一項第四号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第八条第五号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

附則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七・十五（勤勉手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十七日

○人事委員会規則七・十五・二十二

人事委員会規則七・十五(勤勉手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・十五(勤勉手当)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号及び第七号、第二条第三号八並びに第五条第二項第五号及び第十号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

人事委員会規則七・十六・二十八(人事委員会規則七 十六(給料の調整額)の一部を改正する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十七日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・十六・三十三

人事委員会規則七・十六・二十八(人事委員会規則七 十六(給料の調整額)の一部を改正する規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・十六・二十八(人事委員会規則七 十六(給料の調整額)の一部を改正する規則)の一部を次のように改正する。

附則第三項第四号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十七日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・十八・四十一

人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を次のように改正する。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七・十八・三十六(人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を改正する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十七日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・十八・四十二

人事委員会規則七・十八・三十六(人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を改正する規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・十八・三十六(人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を改正する規則)の一部を次のように改正する。

附則第三項第六号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七・二十(退職手当の支給)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十七日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・二十・九

人事委員会規則七・二十(退職手当の支給)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第七十号)に基づき、人事委員会規則七・二十(退職手当の支給)の一部を次のように改正する。

第六条第八号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七・三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十七日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・三十三・四十八

人事委員会規則七・三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。  
別表第八備考中「公務員入職試験規則」を「公務員法人派遣条例」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七・三十八（通勤手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十七日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・三十八・十七

人事委員会規則七・三十八（通勤手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・三十八（通勤手当）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第一項第三号及び第十五条の四第二項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七・三十八・十（人事委員会規則七 三十八（通勤手当）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十七日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七 三十八 十八

人事委員会規則七・三十八・十（人事委員会規則七 三十八（通勤手当）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・三十八・十（人事委員会規則七 三十八（通勤手当）の一部を改正する規則）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七・四十四（農林漁業普及指導手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十七日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・四十四・二十

人事委員会規則七・四十四（農林漁業普及指導手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・四十四（農林漁業普及指導手当）の一部を次のように改正する。

第三条及び第五条第一号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七・四十六（休職者の給与）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十七日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・四十六・六

人事委員会規則七・四十六（休職者の給与）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・四十六（休職者の給与）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

附則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七・五十三（地域手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十七日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・五十三・十七

人事委員会規則七・五十三（地域手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・五十三（地域手当）の一部を次のように改正する。

第十一条第二号中「公益法人等への職員の派遣等に関する規則」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する規則」に改める。

附則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七・百三十四（給料の切替えに伴う経過措置）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十七日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・百三十四・三

人事委員会規則七・百三十四（給料の切替えに伴う経過措置）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・百三十四（給料の切替えに伴う経過措置）の一部を次のように改正する。

第二条第七号水及び第十号並びに第四条第一項第三号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

附則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

人事委員会規則八・五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十七日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則八・五・二十三

人事委員会規則八・五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第七号）に基づき、人事委員会規則八・五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項第二号中「公益法人等への職員の派遣等に関する規則」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する規則」に改め、同条第五項第一号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第二十一条第一項第二号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

附則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

人事委員会規則八・六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十七日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則八・六・二十三

人事委員会規則八・六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第八号）に基づき、人事委員会規則八・六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第十六条第四項第二号中「公益法人等への職員の派遣等に関する規則」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する規則」に改め、同条第五項第一号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣

条例」に改める。  
第十九条第一項第一号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

人事委員会規則八・七(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十年十一月二十七日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則八・七・八

人事委員会規則八・七(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の育児休業等に関する条例(平成四年宮城県条例第十二号)に基づき、人事委員会規則八・七(職員の育児休業等に関する規則)の一部を次のように改正する。  
第三条第一号ト(1)及び子並びに第二号並びに第四条第一号及び第二号中「公益的法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

人事委員会規則八・八(職員の自己啓発等休業に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十年十一月二十七日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則八・八・一

人事委員会規則八・八(職員の自己啓発等休業に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年宮城県条例第八十九号)に基づき、人事委員会規則八・八(職員の自己啓発等休業に関する規則)の一部を次のように改正する。  
第四条第一項第三号八中「公益的法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

人事委員会規則十一・二・七(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十年十一月二十七日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則十一・二・四十七  
人事委員会規則十一・二・七(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条第四項の規定に基づき、人事委員会規則十一・二・七(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を次のように改正する。  
別表第二(白石市外二町組合の項中「室長」の下に、「総務課長補佐 経理課長補佐 総務課人事係長 経理課財政係長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則十二・一(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十年十一月二十七日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則十二・一・九

人事委員会規則十二・一(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、人事委員会規則十二・一(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則

第一条中「公益的法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益的法人等への」を「公益的法人等への」に改める。

第二条から第四条までの規定、第六条及び第七条中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第八条中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

第九条中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

○人事委員会告示第十号

人事委員会は、人事委員会規則一・二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成十四年宮城県人事委員会告示第六号（人事委員会の権限（公益法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部委任）の一部を次のように改正した。

平成二十年十一月二十七日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

一 題名及び本文中「公益法人等への職員の派遣等に関する規則」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する規則」に改める。

二 この告示の効力の発生する日

平成二十年十二月一日